

種まき 通信No.85

いつも市民派 ずっと無党派
小林じゅん子 議会だより
事務所 〒399-8301長野県安曇野市穂高有明9972-1
Tel. 0263-83-4387 (090-4546-3496) Fax. 0263-83-4938
http://junko.voicejapan.net/ メールはjunko@childnet.ne.jp



発行日：2023年10月21日
発行者：小林純子

◆安曇野市議会9月定例会 小林じゅん子の一般質問◆

Q1. 香害対策にアンケートをどういかしていくか

柔軟剤など、化学物質で体調を崩す、仕事、学業に支障、危険性を知って！
こども園（保育園）や学校の空気環境の悪化にもっと配慮を！

Q2. 公園緑地の維持管理 除草剤を減らせないか

世界保健機構(WHO)は除草剤ラウンドアップの主成分グリホサートを発ガン物質に指定
欧米では規制強化の動きが広がるなか、日本では残留基準値を引き上げる不思議

【小林質問】 令和5年8月2日、NHKの番組「あさイチ」で「知っていますか？化学物質過敏症」と題して香害※の実態が放送され、大きな関心呼び社会問題として認識された。市教委はこれに先立つ6月に、小中学校児童生徒を対象に生活環境の中での過敏症（香害を含む）に関するアンケートを行ったので、その詳細について伺う。

【教育部長】 アンケートの対象は小中学校児童生徒7,069人で回答率は65%。回答した4,611人のうち1,338人(29%)が、音、光や色、香りなどの刺激に対して不快に感じたことが「ある」と回答。そのうち、学校を休んだり、医療機関を受診した経験は165人(3.6%)。原因となる刺激(複数回答)は、音が112人、光や色が45人、芳香剤や柔軟剤などの香りが43人。

【小林質問】 音、光、触覚や味覚など、多くの人にとって苦痛ではないものを、非常に敏感につらく苦しいと感じて

その症状、身近にある 化学物質のせいかも？



▲日本消費者連盟発行の「香害」ポスター

しまうのは、その人の体質のようなもの。過敏症というより感覚過敏としての対応・対策が必要。一方、香害は合成香料に含まれる有害化学物質に起因する健康被害なので、今症状が出ていない子どもたちにも、じわじわと悪影響が及んでいるおそれがある。学校に行けない子どもには、教育機会の確保の観点からも対応・対策を

【教育長】 アンケートの結果を保護者に伝え、学校に気軽に相談するよう促し、個々の子どもに対して何ができるか考え、対策につなげていく。感覚過敏や香害等の周知に努め、教育現場の意識を高めていきたい

Q2.公園緑地の維持管理 除草剤を減らせないか

【小林質問】 子育て世代は安全に遊べ

議員平等の原則や議会内人事の平等を求める陳情 市民の力が議会の不合理なルールの見直し促す

9月議会に「議員平等の原則に基づく安曇野市議会の運営と議会内人事の平等を求める陳情書」（提出者：議会と共にある市民の会 賛同人160人）という、私には涙の出るような陳情書が提出されました。

会派に入らず無所属議員になると、議会運営委員会の委員になれないなど、議会内人事で不利な扱いを受けることがずっと続いてきました。私は「これは議員平等の原則に反する」と訴え続けてきましたが、改善には至らず。「安曇野市議会は会派制だ！会派さえ組めば議会運営委員会に入れてやる!!」と言われたことは、今でも忘れません。

そんな私も期待するなか、9月19日、議会運営委員会で陳情書の審査が行われました。陳情者さんからは、「自

みんなで カフェトーク

カタいイメージの議員活動報告会をガラッと変えて「みんなでカフェトーク」。カフェでおしゃべりするように、気軽にお集まりください。

◆飲み物を用意します。100円ご負担ください。子ども連れでもご遠慮なく。

日時：10月28日（土）
午後2時～4時

場所：碌山公園研成ホール

※無所属の会の議員のほかにも数名の議員が出席予定です。

問い合わせ：090-4546-3496
(小林じゅん子)

る公園を望むんでおり、保育園保護者が対象のアンケートでは過半数を占める。除草剤の危険性に不安の声が多い。

【都市建設部長】 室山アグリパーク山頂広場は刈り込みだけで管理して10年、防災広場は除草剤の散布をやめて2年目。市民から意見を聞き、除草剤を使用しない公園の拡大を検討していく。

分たちが選んだ議員が不平等な扱いを受けているのは、有権者である自分たちが不平等な扱いを受けているに等しい」との発言があり、それこそが「議員平等の原則」のよりどころと気付かせてもらった私です。

しかし、委員会は議論もそこそこにあっけなく継続審査として結論の先送り。これに対し、陳情者さんは「議会と市民との意見交換会」開催を市議会に要求。異例の早さで10月3日に開催されました。ここで議会が、真摯に市民と向き合わなければ、市民からの批判や不信を招くことになるかと直感したからでしょう。今回の陳情は、議会や議員の背景には市民の存在があることを再認識させ、本来の議会の機能と議員の勤めを自覚させるに十分なものでした。ありがたいことでした。

この数字は？1,110万円

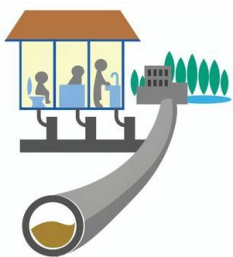
下水道使用料改定の 必要性に関する検証業務 (下水道事業会計補正予算)

◆下水道使用料金の改定について検証することが、なぜ今、必要になったのか？

下水道使用料の改定の必要性に関する検証が、このタイミングで必要になったことについて、決算の説明書には「平成28年の地方公営企業法を適用し、現金主義から発生主義に変更したが、令和4年度の決算において内容を精査したところ、基準内でないものが一部含まれていたことから、今後整理すべき課題となっています」とありましたので、このことと下水道使用料の改定の必要性の検証を行うことに関連について、質疑したのですが明解な答弁がありませんでした。

決算説明会では、地方公営企業法を適用後は、現金主義から発生主義の会計処理になったが、一般会計からの基準外繰出金について発生主義による正しい仕分けが行われてこなかったため、経営実態を表す数字になっていなかった。そのため、下水道使用料の値上げも検討しなければならない状況になった。と受け取れる説明。担当窓口でも説明してもらいましたが、ミスは認められたものの、そのミスがどのような結果を招いたか・悪影響が出ているのか、明解な説明はありませんでした。

一般市民でも理解できるような説明でなければ、行政として説明責任を果たしたとは言えず、1,110万円の検証業務のための予算は認められないので、下水道事業会計の補正予算には反対しました。



*種まき通信は
文字ばかりで読みにくい、
とのご意見を頂くいただきます
ので、今号から文字の行間を
広くとって、読みやすく
してみました。



あづみ野ランドのプールを救って！住民訴訟の判決

～2023年9月15日 長野地方裁判所にて 判決の言い渡しがありました～

あづみ野ランドのプールを救って！住民訴訟」と銘打っているように、もともとこの裁判は、あづみ野ランドのプールを廃止しないで・つぶさないでという訴えでした。市民が「あづみ野ランドのプール廃止」のことを知ったのが遅かったので、というか、もとはと言えば行政側が市民に知らせようとしていなかったため、プールを廃止しないでと声をあげた1年10カ月前時点で、もうすでに手遅れだったのです。

それでも、そこであきらめて黙っていたのでは、市民の声は無視されることになってしまいます。穂高広域施設組合には、誰のために仕事をしているのか、目を覚ましてほしいとの思いで、住民監査請求や裁判にまで訴えたのでした。穂高広域施設組合の管理者は安曇野市長。太田市長には、そこをしっかりと受け止めて頂きたい。

以下、備忘として書き写した信濃毎日新聞の判決関連の記事です。

安曇野市の健康増進施設「あづみ野ランド」のプールを廃止し、浴場移設拡張する改修事業決定過程に問題があるとして市民有志が施設を運営する穂高広域施設組合管理者の太田寛市長に設計業務委託費380万円余の損害賠償を求めた訴訟の判決で、長野地裁は15日、原告の請求を棄却した。判決は委託に関する予算が同組合議会で賛成多数で可決されていることなどから「財務会計上の義務に反する違法な行為に当たらない」とした。(信濃毎日新聞2023年9月16日記事より)

判決文をよく読んでみたところ、私が納得できずにいた「第1回目の住民監査請求を穂高広域施設組合の監査委員が却下したこと」について、却下は誤りだと判断していました。また、「第2回目の監査請求を一事不再理に反するとして却下したこと」についても、一事不再理にはあたらず適法であると判断しており、住民訴訟を提訴したことも認められていた。2度の住民監査請求とその後の住民訴訟の提訴について、判例をあげて全面的に認められていたので、原告としては控訴しないとの結

論に至りまし。市民の真摯な思いがこもった住民監査請求を、意味不明な理由であったり却下した穂高広域施設組合と監査委員、それでも食い下がって再び住民監査請求したことも否定して、「住民訴訟なんかできるわけがない」とでも言わんばかりの被告の主張を、裁判官は認めなかった。これは、住民監査請求を起こした市民の意図と意思が認められたということ、そのことを大事にしたいと思います。

原告の請求が棄却されたことについて、原告は、「穂高広域施設組合の議会が予算を可決したから」という記述が3か所あり、議会が可決・議決しているのだから、穂高広域施設組合の財務会計上の行為の違法性を基礎付けるものではないと判断していました。「議会が可決しているから違法性はない」という建前的な判決は、組合議会の独立性（組合とのなれ合い・癒着は無いという建前）と、議会の自律性が尊重される（自律性を有する議会が議決したことに、裁判所は違法か適法かの判断をすることは極々まれな）現状では、「議会が可決したからといって、それが正しいとは限らない」という原告の主張を認めさせるのは、非常に困難だと思知りました。

私たち原告側は、地方自治法だけでなく財政民主主義の原則を規定した憲法83条に違反するとも主張していましたが、これは憲法判断にまで及ぶので、仮に最高裁に上告するところまでやっても、三権分立の考え方から議会の議決や判断を最大限尊重することになりますから、違憲の判断は99.9%出ないでしょう。これも控訴断念の理由の一つです。

それにつけても、この2年近くの間、市民が自主的にアンケート調査をしたり、議会や組合に陳情したり、住民監査請求や住民訴訟に訴えるも、プールの廃止を止めることができなかったのは、ほんとうに悔しく残念です。

こういうことが起きないようにするために、議会や議員が存在するのですが、これがしっかり機能していなかったということです。議員としては、自戒を込めてさらに市民サイドで取り組んでいきます。